

# 三木町・綾川町で水道をお使いのお客さまへ

## 4月からの変更点のお知らせ

このページに関する  
お問い合わせは

3月31日まで

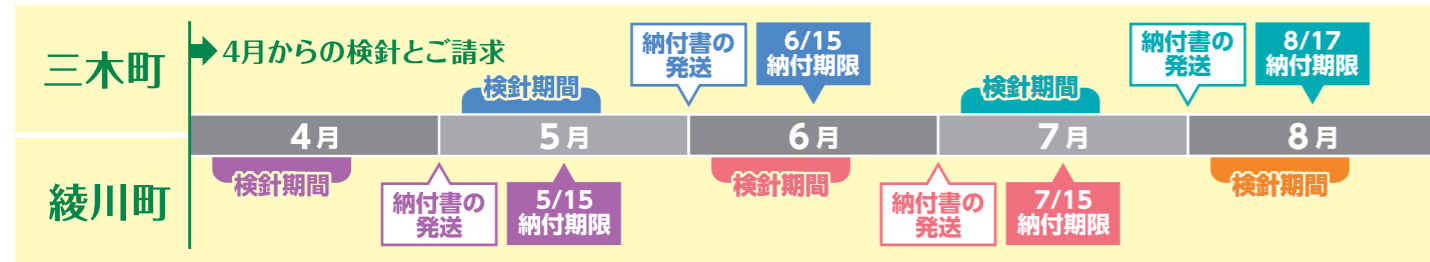
三木町で水道をお使いのお客さま ▶ 三木事務所 TEL 891-3312  
綾川町で水道をお使いのお客さま ▶ 綾川事務所 TEL 876-2658

4月1日から

高松ブロック統括センター お客さまセンター TEL 839-2731

### 検針とご請求が「毎月」から「隔月」になります

三木町と綾川町では、これまで「毎月」検針とご請求を行っていましたが、4月から、三木町は「奇数月」、綾川町は「偶数月」の隔月検針になります。ご請求は、検針月の月末に2カ月分の水道料金等納入通知書をお送りしますので、翌月の15日(※)までにお支払いください。口座振替をご利用のお客さまは、検針月の翌月15日(※)に、お客さまご指定の口座から振替させていただきます。 ※15日が土日祝日に当たる場合は、金融機関の翌営業日になります。



※隔月検針への変更に伴い、地区によっては、4月以降の検針日がこれまでと変わります。

### ご利用いただけるお支払い方法が増えます

4月から、「口座振替」、「振込用紙払い」、「クレジットカード払い」の3つのお支払い方法からお選びいただけるようになります。

#### 口座振替や振込用紙払いで ご利用いただける金融機関が増えます

下記の21金融機関で、口座振替や振込用紙(納入通知書)による窓口支払いをご利用いただけます。口座振替のお申し込みは、「水道使用申込書」のほか、各金融機関で受付しています。

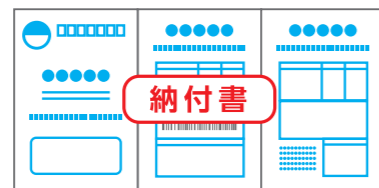
※ゆうちょ銀行での窓口支払いは、四国内の支店に限ります。

百十四銀行、香川銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、中国銀行、三井住友信託銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、四国労働金庫、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川県信用農協連合会、香川県信用漁協連合会、ゆうちょ銀行

#### コンビニエンスストアで お支払いいただけます

振込用紙(納入通知書)をコンビニエンスストアのレジカウンターへお持ちください。

※コンビニエンスストアでお支払いいただける料金は30万円(税込)以下です。



#### ご注意ください!!

4月以降は町役場出納室及び出張所での支払いが、できなくなります。



#### クレジットカードで お支払いいただけます

インターネットから事前にお申し込み手続きをすることで、「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカードによる継続払いがご利用いただけます。

対象 令和2年度1期(4月または5月検針)分以降のお支払い

手続き方法 パソコンやスマートフォンから「Yahoo! 公金支払い」サイトにアクセスし、手続きを行ってください。なお、手続きには検針票に記載のお客さま番号と確認番号が必要です。

※お申し込み手続きは令和2年度の初回検針以降に行うことができます。  
※お支払い上限額(一件あたり5万円まで)を超えた場合、クレジットカード払いはご利用いただけません。

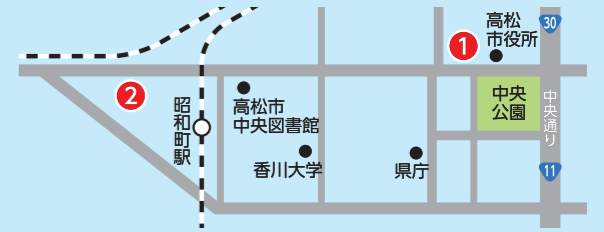
「クレジットカード払い」  
詳しくはコチラ



香川県広域水道企業団クレジットカード払い 検索

# 高松ブロック統括センター開設後の 問い合わせ先

こんなときはこちらへ  
ご連絡ください!



使用開始・中止の手続き  
お支払い方法変更の手続き

道路での水漏れ

水が出ない・水がにごる

宅地内の水道設備工事のご相談

鉛管に関するご相談・お問い合わせ

水道料金・下水道使用料等  
のお支払い

検針のお問い合わせ

夜間・休日の急な水道のトラブル

香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター

① 高松市防災合同庁舎  
(危機管理センター)内  
高松市番町一丁目8番15号

営業時間  
月曜～金曜 8:30～17:15  
※ 祝日、年末年始は休業

- 総務課 TEL 839-2711
- お客さまセンター TEL 839-2731
- 水道整備課 TEL 839-2741
- 水道整備課 漏水修繕係 TEL 839-2761
- 給水課 給水指導係 TEL 839-2718
- 給水課 鉛管対策係 TEL 839-2760
- 浄水課 TEL 839-2751

香川県広域水道企業団 高松ブロック統括センター

② 西宝町分室  
高松市西宝町一丁目13番30号

営業時間  
月曜～土曜 8:30～17:15  
※ 祝日、年末年始は休業

- 料金センター TEL 839-2781

- 夜間・休日の緊急連絡先 TEL 839-2731

### 水質検査に関するお問い合わせ



一戸建てなど2階建て以下の建物の水道水は  
水道企業団 水質管理課 TEL 847-4869

ビルやマンションなど3階建て以上の建物の水道水・浄水器の水・井戸水は

- 高松市にお住まいの方 高松市保健所 TEL 839-2865
- 三木町にお住まいの方 香川県東讃保健福祉事務所 TEL 0879-29-8274
- 綾川町にお住まいの方 香川県中讃保健福祉事務所 TEL 0877-24-9966

### 下水道に関するお問い合わせ

下水道のトラブルについて  
高松市にお住まいの方 高松市下水道整備課 TEL 839-2771  
宅地内の下水道設備工事について  
高松市にお住まいの方 高松市下水道業務課 TEL 839-2717

三木町にお住まいの方 三木町下水道課 TEL 891-3315  
綾川町にお住まいの方 綾川町建設課 TEL 876-5280